

件名	工事請負契約約款について
受付日	令和7年9月9日
ご意見・ご提案の概要	<p>工事請負契約約款第3条(請負代金内訳書及び工程表)に記載されている請負代金内訳書を担当者に提出したところ、入札時に内訳書を提出してもらっているので不要とのことだった。</p> <p>工事請負契約約款は契約した時点で効力を発するものであり、入札時に提出した内訳書は契約前であるので「提出が不要」というのはおかしいのではないか。</p>
県の考え方	<p>県が行う建設工事の入札では、見積能力のない業者の参入を排除するほか、談合等の不正行為やダンピング受注防止のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき入札金額の内訳書の提出を義務付けています。</p> <p>対して、契約後に提出を義務付けている請負代金内訳書では、請負金額に法定福利費が適正に計上されていることを確認するため提出を義務付けており、いずれも提出が必要です。</p> <p>担当者に対しては、指導してまいります。</p>
担当課	県土整備部 技術検査課